

「相談室」だより

No.4



平成 30 年 6 月 13 日
日田林工高校
教育相談部
22-5171 (学校)

今回の「相談室」だよりはいじめについてです。いじめは、著しく人権を脅かす、絶対にあってはならない行為です。そして、「いじめは決して許されない」ことを強く理解しましょう。



いじめとは、何か

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

大人が気づきにくい、いじめ

いじめは、ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上やメールなど、大人の目に付きにくい場所や形で行われます。いじめられた子ども自身も、「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働く場合もあります。

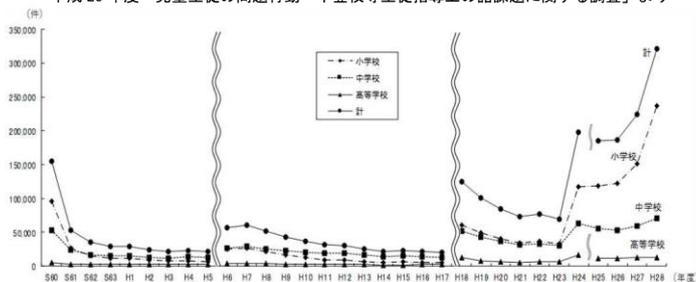
ささいな兆候も、積極的に認知

いじめの認知件数は、社会の関心が下がるとともに低下してしまう傾向が見受けられます。

いじめは必ず起こりうるもの、という認識のもと、ささいな兆候にも積極的に認知し、対処していく姿勢が必要です。

いじめの認知件数の推移

平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より



知っていますか「いじめ防止対策推進法」 平成 25 年 6 月 21 日成立、6 月 28 日公布、9 月 28 日施行

いじめ防止対策推進法は、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、対処していくための、基本的な理念や体制を定めた法律です。

学校や地域のいじめの問題への対応が、「計画的」「組織的」に実行されます。

○各地域や学校で、いじめ防止等のための「基本方針」が策定され、法律や基本方針に基づいて取組が行われます。

○全ての学校がいじめの対策の「組織」を置き、いじめの未然防止から発見・対応に至るまで、この「組織」が中心となって取組が行われます。

学校が、いじめの通報の窓口となります。

○いじめかなと思ったら学校に連絡するなどの対応をお願いします。

「重大事態」には調査組織を設置します。

○生命・身体に関わる事態について、専門家も交えた調査組織を置くなど、「重大事態」について事実関係を調査します。

※別紙の平成 30 年度大分県立日田林工高等学校いじめ防止基本方針をご覧ください。

この基本方針は生徒や保護者の皆さんの意見を反映し、より良いものにしていきます。

私たち大人は

- いじめを絶対に許しません！
- いじめを見逃しません！
- 子どもを徹底的に守ります！

林工の相談室は「何でも相談室」です。

学校生活のことや進路のこと、友人関係、家庭のこと、その他何でも気軽に相談して下さい。相談内容について、秘密は厳守します。